

お客様の「重大な過失」または「過失」となりうる場合

1. 預金者の「重大な過失」となりうる場合

預金者の重大な過失となりうる場合とは、故意と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、具体的には以下のとおりです。

- (1) 預金者が他人に通帳（証書）を渡した場合
- (2) 預金者が他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合
- (3) その他預金者に(1)および(2)の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

上記(1)および(2)については、病気の方が介護ヘルパー等にこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2. 預金者の「過失」となりうる場合

預金者の過失となりうる場合の事例は、以下のとおりです。

- (1) 通帳（証書）を第三者の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態に置いた場合
- (2) 届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳（証書）とともに保管していた場合
- (3) 印章を通帳（証書）とともに保管していた場合
- (4) その他本人に(1)から(3)の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以上